

障害厚生年金について

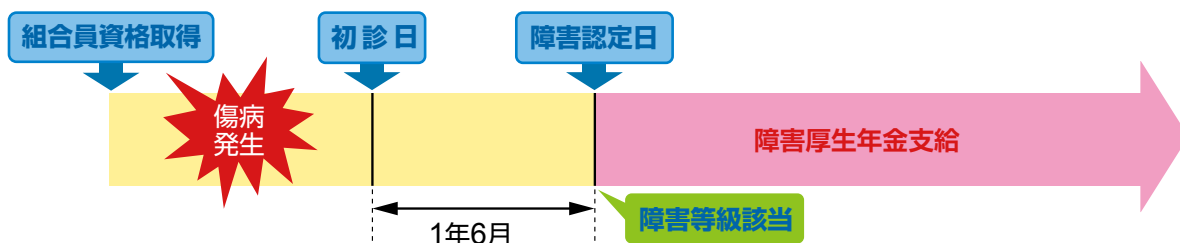
お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

障害厚生年金とは、組合員である間に初診日のある傷病が原因となって、3級以上の障害の状態になったときに支給されるものです。

1. 障害厚生年金の支給要件

- (1) 初診日（病気またはけがで初めて医師の診療を受けた日）において組合員であること。
- (2) 障害認定日（初診日から起算して1年6月を経過した日、またはその傷病が治ったもしくは症状が固定し治療の効果が期待ができない状態に至った日）に「障害等級」に該当する障害状況であること。
- (3) 保険料を納付していること（次の①または②を満たしている時）
 - ①初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
 - ②初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。



2. 障害程度の特例症例

障害等級の認定は、障害認定日で行ないます。ただし、初診日から1年6月以内に以下の表の状態に該当する場合には、特例としてそれぞれの日が障害認定日となります。

症例の現象	障害認定日
上肢・下肢を離断、切断	離断又は切断した日
人工骨頭又は人工関節を挿入、置換	挿入又は置換した日
脳血管疾患による機能障害	初診日から6月を経過した日以後
心臓ペースメーカー、ICD、人工弁を装着	装着した日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植日又は装着日
CRT、CRT-D	装着日
人工血管を挿入、置換	挿入置換日
人工透析療法を施行	透析開始から3月を経過した日
人工肛門、尿路変更術を施行	施行から6月を経過した日
新膀胱	造設した日
喉頭全摘出手術を施行	全摘出手術を施行した日
在宅酸素療法	在宅酸素療法を開始した日
遷延性植物状態	状態に至った日から3月を経過した日以後

